

水質基準に関する省令等の一部改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「平成 26 年厚生労働省令第 15 号（平成 26 年 2 月 28 日）」にて「水質基準に関する省令」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」の一部が改正されました。

つきましては、下記のとおり検査内容を変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日（施行日） 平成 26 年 4 月 1 日採水分より

■変更内容

1. 水質基準に関する省令の一部改正：亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加

亜硝酸態窒素が新たに水質基準項目の 9 番目に追加となり、水質基準項目は 51 項目となります。これに伴い、シアン化物イオン及び塩化シアン以降が 1 項ずつ繰り下げられました。

1) 検査案内「水道上水・原水（水道法関連）の検査」の 1 ページ目に下記が追加となります。

No.	検査項目	必要量 (mL)	容器	検査方法	計量方法	基準値	報告日数	検査 頻度
基-9	亜硝酸態窒素	100	5	I C	H15厚生労働省 告示第 261 号	0.04	3~5 日	▲

- ・検査の頻度は 3 か月に 1 回以上となります。
- ・「亜硝酸態窒素」の弊社定量下限値は 0.004mg/L となります。

2) 検査案内「飲料水（ビル管理法関連）浴槽水・プール水・その他の検査」の 1 ページ目に下記が追加となります。

No.	検査項目	必要量 (mL)	容器	検査方法	計量方法	基準値	報告日数
基-9	亜硝酸態窒素	100	5	I C	H15厚生労働省 告示第 261 号	0.04	3~5 日

- ・「亜硝酸態窒素」の弊社定量下限値は 0.004mg/L となります。

（裏面へ続く）

2. 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」の一部改正

「水質基準に関する省令」の一部改正に伴い、検査項目が変わります。以下に水源別検査項目の明細を示します。

No.	検査項目	検査頻度						基準値 (mg/L)
		(1)水道水または専用水道から供給を受ける水のみを水源としている場合		(2)地下水その他の(1)以外の水を水源の全部または一部としている場合				
		6ヶ月に1回	年に1回 6/1~9/30	給水開始前	6ヶ月に1回	年に1回 6/1~9/30	3年に1回	
健康に関する項目	1	一般細菌	○		○	○		100 個/mL
	2	大腸菌	○		○	○		不検出
	3	カドミウム及びその化合物			○			0.003
	4	水銀及びその化合物			○			0.0005
	5	セレン及びその化合物			○			0.01
	6	鉛及びその化合物 注 1)	△		○	△		0.01
	7	ヒ素及びその化合物			○			0.01
	8	六価クロム化合物			○			0.05
	9	亜硝酸態窒素	○		○	○		0.04
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○		○	0.01
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		○	○		10
	12	フッ素及びその化合物						0.8
	13	ホウ素及びその化合物			○			1.0
	14	四塩化炭素			○		○	0.002
	15	1,4-ジオキサン			○			0.05
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○		○	0.04
	17	ジクロロメタン			○		○	0.02
	18	テトラクロロエチレン			○		○	0.01
	19	トリクロロエチレン			○		○	0.01
	20	ベンゼン			○		○	0.01
	21	塩素酸		○	○		○	0.6
	22	クロロ酢酸		○	○		○	0.02
	23	クロロホルム		○	○		○	0.06
	24	ジクロロ酢酸		○	○		○	0.04
	25	ジブromクロロメタン		○	○		○	0.1
	26	臭素酸		○	○		○	0.01
	27	総トリハロメタン		○	○		○	0.1
	28	トリクロロ酢酸		○	○		○	0.2
	29	ブromジクロロメタン		○	○		○	0.03
	30	ブromホルム		○	○		○	0.09
	31	ホルムアルデヒド		○	○		○	0.08
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	△		○	△		1.0
	33	アルミニウム及びその化合物			○			0.2
	34	鉄及びその化合物	△		○	△		0.3
	35	銅及びその化合物	△		○	△		1.0
	36	ナトリウム及びその化合物			○			200
	37	マンガン及びその化合物			○			0.05
	38	塩化物イオン	○		○	○		200
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			300
	40	蒸発残留物	△		○	△		500
	41	陰イオン界面活性剤			○			0.2
	42	ジェオスミン			○			0.00001
	43	2-メチルイソボルネオール			○			0.00001
	44	非イオン界面活性剤			○			0.02
	45	フェノール類			○		○	0.005
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		○	○		3
	47	pH 値	○		○	○		5.8~8.6
	48	味	○		○	○		異常でない
	49	臭気	○		○	○		異常でない
	50	色度	○		○	○		5 度
	51	濁度	○		○	○		2 度
検査項目数		16	12	51	16	12	7	

△: 適合した場合は次回省略できる項目

注) 滞留水: 流量 5 リットル/分で 5 分間流して捨てる。その後 15 分間滞留させる(蛇口を閉め、15 分間待つ)。
流量 5 リットル/分で流しながら、開栓直後から 5 リットル採取する。均一に混合しながら、容器に移し入れる。

以上